

# 丸子まちづくり計画

～あなたが主役 参加と協働でつくる  
安心と心豊かなまち～



## 丸子まちづくり会議

## 目 次

はじめに	1
第1章 地域の概要	2
第1節 丸子地域の人口と高齢化の状況	5
第2節 人口と世帯数・年齢階層別人口	6
第3節 丸子地域の人口、高齢化の自治会別の状況	7
第4節 地域の行事など	8
第5節 地域資源（地域自慢）	9
第2章 地域で活動する主な団体	10
第1節 自治会	10
第2節 自治会以外の団体	11
第3章 まちづくりの基本理念とテーマ	13
第1節 まちづくりの基本理念	
第2節 まちづくりのテーマ	
第4章 まちづくりの基本方針	13
第1節 地域の現状と課題	13
第2節 基本方針	14
第5章 計画期間	14
第6章 まちづくり事業計画	15
第1節 まちづくり事業計画	15
第2節 地区会議の設立状況	17
第7章 アンケート	18
第1節 地域別課題（円グラフ）	18
第2節 高校生アンケート（円グラフ）	21
第3節 自由意見（まとめ）	22

第8章	丸子まちづくり会議	24
第1節	丸子まちづくり会議経過一覧	24
第2節	丸子まちづくり会議規約	27
第3節	丸子まちづくり会議役員一覧	31
第4節	丸子まちづくり会議代議員一覧	32
第5節	丸子まちづくり会議組織図	35

## 参考資料

○	上田市自治基本条例	36
○	上田市住民自治組織交付金交付要領	42

あとがき	45
------	----

## はじめに

私達「丸子まちづくり会議」は、上田市が進めている「地域内分権の確立」に向けたモデル地区の一つとして、「丸子まちづくり会議準備会」から「新たな住民自治組織」として、平成28年3月29日に発足しました。

今回「丸子まちづくり計画(案)」を策定するにあたり、“まちづくりをみんなの手で”という合言葉の下に、住民皆さんのニーズを把握するため、丸子地域8千戸を対象に「まちづくり計画」のアンケートを実施し、併せて丸子修学館高校3年生にも御協力をいただきました。

その結果として、「道路が狭い」「歩道がない」「除雪が遅い」「買い物に不便」「病院に行くのに大変」「荒廃農地や山林」「空き家・空き店舗」、「通勤・通学・買い物などの交通手段」、「環境や子育て・教育」等々、多岐にわたる沢山のご意見をいただきました。

それらの中には丸子地域の課題解決に向けて行政、自治会、各種団体、まちづくり会議それが自主的に取り組むもの、協働して取り組むものが混在していましたため、行政との事業仕分けなどを経て棲み分けを協議・検討してきました。

これらの検討結果を分野別にまとめ、「丸子まちづくり計画」の原案とし、5地域において住民や自治会役員を対象にタウンミーティングを実施し、ここで頂いたご意見を精査検討し最終案としてまとめました。

今後、人口減少がますます進みますが、丸子地域の魅力を生かし、各地域の特色を生かした「個性あるまちづくり」を進め、誰もが丸子に住んで良かったと思えるような「まちづくり」を、上田市、自治会、各種団体と協働し、住民参加によって創っていきましょう。

平成29年9月28日



丸子まちづくり会議  
会長 下村 晴一

# 第1章 地域の概要

## 1 位置と自然条件

上田市丸子地域は、県の東部に位置し、蓼科山麓などから流れ中央部を貫く依田川は、三才山に源を発し渓谷沿いを東に向かう内村川と合流し、千曲川へと流れ込んでいます。

面積は、 $105.7 \text{ km}^2$ で、うち7割が山林であり自治センターの標高は530mとなっています。

気候は、雨量が年平均 800mm 前後と少なく、晴天に恵まれる日が多く夏期は清涼、冬は比較的温暖です。

丘陵、山地を背景に北に上信越高原国立公園、南に八ヶ岳中信高原国定公園の山並みなどの雄大な眺望が得られる景勝の地です。

厳しい地形や気候の多い県内にあって、丸子地域は居住地として水と緑に恵まれた、自然環境には極めて恵まれた土地といえます。

依田川の豊富な清流は、農業用水、工業用水、上水道として利用されており、夏の旱魃でも涸れることはありません。また、この伏流水は、酒造りにも適した超軟水で美味しい日本酒を醸しています。

## 2 先人たちにみる先取りの精神

先人たちの歴史を振り返ると、時代の節目において大きな役割を果たしてきたことが理解できます。

古代から中世への転換期には、依田城から挙兵した源義仲が白鳥河原へ集結し、京へのぼり征夷大将軍にまで任じられたという経過があります。

また、天正13年には、上田城を攻め切れなかった徳川軍が丸子城を攻めた「丸子表の戦い」では、丸子城の堅牢な構造と堅い守りで、真田氏に属していた丸子三左衛門を攻略することができませんでした。

近代においては、優れた養蚕と生糸の産地としてアメリカ、ヨーロッパなど世界を相手の商工業が栄え、時代の先端産業を担ってきました。

大正7年から14年にかけて丸子～大屋～上田まで結ぶ丸子鉄道が開業し、丸子地域の産業や生活を支える交通網の急速な整備が進められ、今日の土台が形成されました。その後、マイカーの普及により昭和44年にその鉄道は歴史を閉じました。昭和51年10月に国道254号三才山トンネル、昭和53年10月には国道142号新和田トンネルが開通し、東信と中信を結ぶ交通の要衝となり、その後、北関東から中京方面へ向かう物流の大動脈となりました。

### 3 産業転換への努力

活況だった製糸業も、昭和 4 年にアメリカで始まった世界恐慌による生糸相場の大暴落や戦時中における「軍需省」の要請による製糸工場の閉鎖によって大打撃を受けました。しかし、戦時に受け入れた疎開工場が戦後の発展の礎となり、繊維工業のなかで加工製造を手がけた企業も積極的に業種転換を行ないました。さらに、その技術に培われて多くの企業家が生まれ、当時としては先進的ともいえる企業間交流もなされました。

### 4 林間工業都市を目指して

昭和 50 年代からは、環境問題、公害問題に配慮した工業用地の造成を進め、昭和 60 年からは林間工業都市として、自然と調和を図るなかで工場等を誘致し、地域文化の活力を育み、地域産業の発展を図ってきました。

昭和 62 年 12 月には、県のテクノハイランド構想の中でも、千曲川流域にある 3 市 6 町 1 村を圏域とする浅間テクノポリスが唯一国の承認を受け、産・官・学が一体となり、技術の高度化や産業のソフト化に取り組んできました。

丸子地域も、自然と産業と文化の調和した魅力ある地域社会づくりを進めるとともに、企業誘致と立地の促進を図るため、8 工業団地、793 千m<sup>2</sup>を造成し、就業機会の拡大と力強い地域経済基盤の形成を支えてきました。

### 5 地域風土特性

丸子地域は、地域特性として「温泉のまち」「音楽のまち」「医療機関の充実したまち」「農民美術を創り出してきたまち」「人権問題に一生懸命取り組んでいるまち」などの特性があります。それぞれの魅力を秘めた特性を更に磨きあげ、創造性のある新たな個性を創り出す試みも始まっています。

また、リンドウ栽培も全国的に知られており、“まりこ”などオリジナル 8 品種を含めた 13 品種が栽培され、5 月から 11 月まで関西・関東方面に出荷されています。塩川地区の陣場台地では、平成 15 年（2003 年）には約 21 ヘクタールの遊休荒廃地が、ワイン用ブドウ畠「マリコ・ヴィンヤード」として整備され、この畠のぶどうで造られたワインは、近年国内外のコンクールで数多く入賞するなど評価の高いワインとなっています。平成 28 年（2016 年）5 月の伊勢志摩サミットでは、夕食に「マリコ・ヴィンヤード」赤ワイン「オムニス」が、各国首脳に提供され注目を浴びました。長野県産ワインを、世界に発信できるきっかけとなりました。

### 6 文化・観光

眺望のよい丘の上にある信州国際音楽村では、毎年 3 月下旬から 4 月中旬に

「すいせん祭り」、6月に「ラベンダー祭り」と音楽祭「信州ルネッサンス」を開催しています。昭和62年5月完成した「ホールこだま」は、地元産のカラマツやヒノキの大断面集成材を使用しており、250席のホールをこの方法で建てたのは日本で初めてです。

丸子の中央を流れる依田川と内村川は、6月の「ウグイのつけば漁」や夏の「鮎の友釣り」が有名です。その依田川の堤防沿いは「依田川ウォーキングロード」として整備されており、4月にはソメイヨシノ130本が鮮やかに咲き、対岸に望む岩谷堂にも樹齢800年以上の義仲桜が咲き誇っています。

8月には「日本マラソン100選」に選ばれた、川の中を走る名物イベント「信州爆水ランin依田川」が開催され、全国から集った健脚自慢と家族連れて賑わいます。丸子の夏祭り「まるこドドンコ」や、歴史のある「花市」も賑わいを見せています。

内村川上流に位置する丸子温泉郷（鹿教湯温泉、大塩温泉、靈泉寺温泉）は、古くから湯治と保養で全国的に知られており、自然や歴史環境、医療施設に恵まれ、効能と湯量に優れた温泉地として、環境省の国民保養温泉指定を受けています。

## 7 高等教育

丸子地域に唯一ある丸子修学館高等学校は、明治45年4月、長野県小県郡組合立丸子農商学校として設置され、大正11年県立移管後、丸子農工学校の併設、丸子実科高等女学校を統合し、昭和23年長野県丸子実業高等学校となりました。

平成に入って文部科学省の高等学校教育の一環として、総合学科が全国的に導入され、平成19年、長野県では二番目の総合学科高校として長野県丸子修学館高等学校と改称し総合学科へと改変しました。

平成24年2月、上田市とパートナーシップ協定を締結し、地域との連携を図ると共に地域に開かれた魅力ある学校づくりを行なっています。また、巣立った卒業生も3万人を数え、各地各分野で活躍しています。

## 第1節 丸子地域の人口と高齢化の状況

上田市の人口は、15万9千人余で長野市、松本市に次いで県内3番目の中核都市です。

丸子地域の人口は、平成29年1月現在2万2千6百人余で上田市の地区別人口の中でも多い方になります。

丸子地域の人口の推移は、昭和22年の2万8千人余をピークに減少が続いています。

◇5年ごとの丸子地域の人口の推移 (10月1日現在) (人)

大正9年	大正14年	昭和5年	昭和10年	昭和15年
25,139	26,521	26,324	24,033	23,735
昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年
28,964	28,493	26,985	26,191	25,451
昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
25,402	25,826	25,648	26,139	25,752
平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
25,350	25,553	24,541	23,554	22,838
(平成29年9月)				
(22,464)				

丸子地域の自治会数は26自治会で、自治会別人口は、中丸子の2千6百人余から郷仕川原の90人余と大きな地域差があります。

近年、全自治会とも人口減少と高齢化が進んでいます。特に西内、平井、荻窪、下和子、八日町、郷仕川原の高齢化率は40%を越えており、鹿教湯、和子、海戸、沢田、藤原田が30%台後半と続いている。

10年後の「準高齢化率」(現在55歳以上)は、西内が59%、平井、荻窪が56%、和子が55%、下和子、郷仕川原が54%、八日町52%、鹿教湯、海戸が50%と続いている、飯沼、茂沢を除きほとんどの地域が40%を超えることが予想されています。

このため、地域の担い手不足や遊休荒廃地の拡大、空家の増加など限界集落になる地区もあるのではないかと懸念されています。

## 第2節 人口と世帯数・年齢階層別人口

### (1) 人口と世帯数（平成29年1月1日現在）

(単位：人、世帯)

区分		丸子地域	上田市
人口	総数	22,626	159,271
	男	11,100	78,002
	女	11,526	81,269
世帯数		9,169	66,788

### (2) 年齢階層別人口（平成29年1月1日現在）

丸子地域 (単位：人)

年齢	男		女		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～14	1,378	12.4%	1,254	10.9%	2,632	11.6%
15～64	6,546	59.0%	6,163	53.5%	12,709	56.2%
65～	3,176	28.6%	4,109	35.6%	7,285	32.2%
合計	11,100		11,526		22,626	

### 第3節 丸子地域の人口・高齢化の自治会別の状況

#### 丸子地域の人口・高齢化の自治会別の状況 (住民基本台帳 平成29年1月1日現在)

自治会名	合計	高齢人口 (65 ~)	人口				高齢化率 (65 ~)	高齢化率(65歳以上)				(参考) 準高齢 人口 (55 ~)	(参考) 準高齡 化率 (55 ~)	準高齢化率(55歳以上)															
			6地域	5地域	4地域	2地域		6地域	5地域	4地域	2地域			6地域	5地域	4地域	2地域												
西内(鹿教湯)	316	120	1,153	1,153	1,604	2,757	38.0	42.9	40.1	38.1	34.7	159	50.3	55.5	55.5	47.2													
西内(西内)	358	170					47.5					212	59.2																
平井	479	205					42.8					269	56.2																
荻窪	335	143					42.7					189	56.4	52.8	50.9	46.2													
和子	215	85					39.5					119	55.3																
下和子	455	195					42.9					249	54.7																
辰ノ口	599	188					31.4					259	43.2																
腰越	1,458	480					32.9					685	47.0																
三反田	819	275					33.6					383	46.8																
海戸	666	251	9,705	8,101	8,101	10,858	37.7	32.8	32.8	32.8	33.7	336	50.5	45.3	45.3	42.9													
沢田	1,043	367					35.2					482	46.2																
八日町	533	225					42.2					279	52.3																
中丸子	2,694	787					29.2					1,131	42.0																
下丸子	888	272					30.6					374	42.1																
御嶽堂	1,378	407	4,694	4,694	7,958	11,768	29.5	27.5	27.5	27.5	28.7	578	41.9	40.6	40.6	42.9													
飯沼	1,912	513					26.8					743	38.9																
茂沢	776	170					21.9					291	37.5																
尾野山	628	199					31.7					292	46.5																
上長瀬	770	216					28.1					316	41.0																
町組	943	312	3,264	3,264	3,810	3,810	33.1	30.5	30.5	30.5	29.8	438	46.4	43.6	43.6	42.9													
下長瀬	1,551	468					30.2					668	43.1																
石井	1,394	448					32.1					588	42.2																
坂井	603	170					28.2					270	44.8																
狐塚	565	182					32.2					244	43.2																
郷仕川原	94	38					40.4					51	54.3																
南方	813	264					32.5					400	49.2																
藤原田	341	124					36.4					167	49.0																
丸子地域 全 体	22,626	7,274	22,626				32.1	32.1				10,172	45.0	45.0															
上田市 全体	159,271	46,386	29.1					66,021				41.5																	
(うち外国 人數)	3,487	119	3.4					404				11.6																	

1) 6地域は、西内・平井、東内・丸子、依田、長瀬、塩川（旧町村単位）

2) 5地域は、内村、丸子中央、依田、長瀬、塩川（自治会連合会単位）

3) 4地域は、西内・平井、東内・丸子、依田・長瀬、塩川（小学校単位）

4) 2地域は、西内・平井・東内・丸子、依田・長瀬・塩川（中学校単位）

#### 第4節 地域の行事など

番号	名 称	時期	備 考
1	元旦祭	1月1日	各神社
2	元旦マラソン	1月1日	
3	鏡開き	1月中旬	
4	どんど焼き	1月中旬	各地区
5	節分会	2月上旬	
6	初午祭	2月上旬	渓流解禁（2/16）
7	信州国際音楽村すいせん祭り	3月中旬	
8	御屋敷平千本桜祭り	4月中旬	
9	春祭り	4月中旬	各神社
10	鹿教湯文殊堂春祭り	4月下旬	
11	腰越御柱大祭	4月下旬	7年に一度
12	依田川つけば漁	5月上旬	
13	信州国際音楽村信州ルネッサンス	6月上旬	
14	狐塚ほたるの里	6月中旬	
15	信州国際音楽村ラベンダー祭り	6月中旬	依田川鮎解禁
16	靈泉寺温泉クリーンフェスタ	7月上旬	
17	丸子ドドンコ	8月第1土曜日	
18	信州爆水ランin依田川	8月上旬	
19	花市	8月12日	
20	盆踊り	8月中旬	各地区
21	まるこベルシティまつり	8月下旬	
22	御屋敷平ひまわりコスモス祭り	9月中旬	
23	鹿教湯温泉食・浴の秋祭り	10月上旬	
24	げんきまるこ産業フェスタ	10月上旬	
25	木曽義仲祭り	10月上旬	4年に一度
26	秋祭り	10月中旬	各神社
27	丸子縦断駅伝大会	11月中旬	狩獵解禁（11/16）
28	丸子地域消費生活展	11月中旬	
29	鹿教湯温泉氷灯ろう夢祈願	12月下旬	
30	越年祭	12月31日	各神社

## 第5節 地域資源（地域の自慢）

番号	名 称	備 考
1	丸子温泉郷	鹿教湯温泉、大塩温泉、靈泉寺温泉
2	文殊堂、五台橋	丸子八景
3	内村川、内村ダム	内村渓谷と麓名湖
4	松茸の産地	西内地区
5	御屋敷平千本桜、ひまわり	平井地区
6	靈泉寺	丸子八景
7	独鉱山	県郷土環境保全地域
8	枕上溶岩露出地（内村川）	昔は海の中
9	鳥羽堂洞窟遺跡	腰越地区
10	腰越諏訪神社御柱祭	里曳き、木遣り、お練
11	馬坂橋	依田川に架かる唯一の木橋
12	大渕、中淵	丸子八景
13	鮎釣り、つけば漁（依田川）	依田川の清流と季節の魚
14	緑の道（桜堤防）	満開の桜並木
15	依田川の鯉のぼり	海戸地区
16	安良居神社（文化財）	上丸子地区
17	丸子公園、彩の森公園、依水館	丸子城址、迎賓館
18	信州みそ	奏龍味噌
19	カネタの煙突	製糸の遺構
20	カネボウ跡地の再開発	公共施設、商業施設、医療・福祉施設
21	箱畠池	丸子八景
22	岩谷堂	大岩と桜
23	信州国際音楽村	眺望、水仙、ラベンダー、バラ
24	愛宕山	丸子八景
25	延命地蔵堂	丸子八景
26	うまい水と地酒	依田川の清流とその伏流水で仕込んだ清酒
27	ほたるの里（狐塚）	ほたるのプラリタリウム
28	丸子ワインの里	広大なマリコビンヤードと信州ワイン
29	上質米の産地（依田、塩川）	長野県産コシヒカリ
30	林間工業団地	下丸子、中尾、神ノ倉ほか
31	丸子修学館高校野球部	信州の古豪（全国大会出場校）

## 第2章 地域で活躍する主な団体

### 第1節 自治会

(世帯数：平成29年1月1日現在) (部・班・隣組数：平成29年2月1日現在)

No.	名 称	世帯数	部・班・隣組数	備 考
1	西内	322	46	
2	平井	184	35	
3	荻窪	130	23	
4	和子	90	10	
5	下和子	173	20	
6	辰ノ口	213	18	
7	腰越	590	120	
8	三反田	378	60	
9	海戸	279	55	
10	沢田	462	62	
11	八日町	218	36	
12	中丸子	1,123	115	
13	下丸子	334	35	
14	御嶽堂	548	71	
15	飯沼	725	122	
16	茂沢	282	38	
17	尾野山	225	25	
18	上長瀬	326	43	
19	町組	372	54	
20	下長瀬	628	75	
21	石井	649	100	
22	坂井	237	35	
23	狐塚	206	30	
24	郷仕川原	39	3	
25	南方	307	40	
26	藤原田	129	23	
	丸子地域 計	9,169	1,294	丸子地域人口 22,626人

## 第2節 自治会以外の団体

(平成29年1月1日現在)

No.	名 称	会員(団体) 数	備考
1	自治会長連絡会	26	26自治会
2	上田市商工会	625	丸子511、武石114
3	上田市消防団(第5・6方面隊)	6	6分団、464名
4	上田市防災支援協会丸子支部	21	
5	丸子観光協会	13	
6	鹿教湯温泉観光協会	39	
7	鹿教湯温泉旅館協同組合	21	
8	大塩温泉旅館組合	4	
9	靈泉寺温泉旅館組合	4	
10	鹿教湯温泉100年ブランド創造プロジェクト	16	
11	丸子工業振興会	88	
12	丸子テクノネット	40	
13	丸子女性団体連絡協議会	10	
14	上田市連合婦人会	72	
15	丸子男女共同参画事業実行委員会	8	
16	まるこトットコ会 (地域の絆再生会議)	29	
17	上田丸子地域消費者の会	35	
18	JA信州うえだ丸子支所	7	6店、1出張所
19	あさつゆ運営組合	223	
20	陣場台地研究委員会	45	
21	丸子地域民生児童委員協議会	64	
22	丸子地域青少年指導者協議会	11	
23	丸子ボランティア連絡協議会	884	
24	丸子地区赤十字奉仕団	300	
25	丸子身体障害者福祉協会	220	
26	丸子地域高齢者クラブ連合会	1,546	
27	PTA連合会	6	小中学校6校
28	依田窪清掃事業協同組合	4	
29	部落解放同盟上田市協議会	5	
30	依田川リバーフロント市民協働事業実行委員	22	
31	丸子太鼓保存会	18	
32	靈泉寺温泉 J U K U プロジェクト	20	
33	内村っ娘の会	22	
34	丸子飲食店組合	25	

## 第2節 自治会以外の団体

(平成29年1月1日現在)

No.	名 称	会員(団体) 数	備考
35	上小獅友会丸子支部	54	
36	依田窪交通安全協会	1	役員72、代議員60
37	依田窪防犯協会連合会	1	役員67、代議員54
38	丸子地域消費生活展実行委員会	40	
39	EMセレスの会	40	
40	上田たばこ販売協同組合	23	
41	長野県獣医師会上小支部	17	
42	長野県司法書士会上田支部	41	
43	上田国際交流事業を進める会	60	
44	丸子文化協会	1,325	
45	上田市体育協会丸子体育協会	18	
46	上田地区更生保護女性会 丸子支部	54	
47	丸子地区保護司会	14	
48	上田市丸子地域健康推進委員会	179	
49	上田市食生活改善推進協議会丸子ブロック	49	
50	小県医師会	33	7病院、26診療所
51	小県医師会 丸子医会	13	4病院、8医院、1診療所
52	依田窪沿岸土地改良区	2,316	東塙田地域838人含む

## 第3章 まちづくりの基本理念とテーマ

### 第1節 まちづくりの基本理念

「あなたが主役 参加と協働でつくる 安心と心豊かなまち」

丸子地域は、豊かな水、みどりあふれる自然に守られ進取の郷土として商工業、観光などで発展してきました。

しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化が進む中、丸子地域においても少子高齢化が進展し、高齢化率が4割を超える地域も出てきました。このままでは地域コミュニティの機能が失われることが懸念されます。

地域課題に取り組み持続可能性を高めていくためには、これまで以上に地域での支え合う意識を高めていくことが大切です。

地域住民ひとり一人が主役として地域課題に取り組み、ふれあいと思いやりを深め、相互に助け合えるまちづくりを大切に、行政と協働し、より安心で住みやすい心豊かな自立した地域を目指します。

### 第2節 まちづくりのテーマ

～ 自然豊かな 住み続けたい まちを目指して ～

丸子地域のすばらしい自然を守り、長い歴史の中で培われてきた文化や産業を継承し、豊かな自然の中で、のびのび子育てができ、雇用がより充実し、安全が保たれ「丸子に住んでよかったです」と思えるまちを目指して課題解決の推進を図っていきます。

## 第4章 まちづくりの基本方針

### 第1節 地域の現状と課題

1 近年、地球温暖化に伴い、集中豪雨や突風が多く発生しています。また、糸魚川＝静岡構造線断層帯の地震発生が懸念されます。このため、地域コミュニティの共助により各種災害に対応できるよう、地域防災力の向上が重要となっています。

2 丸子地域では、人口減少や後継者不足など担い手不足により、農地や山林の荒廃、空き家、空き店舗の増加、除雪や草刈りの身近な共同作業にも参加できないなど、地域が衰えていくように感じられます。これらに対応するため地域で支え合う新たな方策を検討する必要に迫られています。また、高齢化社会に対応した利便性の確保も強く求められます。

3 カネボウ跡地は、再開発により多くの賑わいを見せていましたが、一方旧商店街は空き店舗が散見され、再構築等のアイデアが必要です。

丸子温泉郷や信州国際音楽村、アユ、マリコワイン、地酒など丸子地域ならではの観光や特産品の更なるPRによる賑わいや地域の魅力の創出、働く場の確保や移住、定住等の促進に取り組んでいくことが重要となります。

4 子育て支援や小中高の教育環境の充実、地域の伝統文化行事の継承や、次世代に向けた、住みやすく子育てしやすい環境が求められています。更に進学、就職などで一度は県外に転出しても、ふるさと丸子に戻ってこられるよう、働く場の確保や若者が住みやすい環境整備も大切です。

## 第2節 基本方針

4・1に掲げた現状と課題から見える様々な問題や課題を解決し、基本理念の実現に向け、まちづくりのテーマに沿って、以下に示す4つのまちづくりの基本方針のもとに、地域住民と諸団体、行政が協働で取り組んでいきます。

方針 ア 地域力を高める 協働のまちづくり

方針 イ 誰もが安全で 安心して暮らせる まち

方針 ウ 伝統文化が生きづき 賑わいのある まち

方針 エ 地域を愛する 心豊かな子どもを育む まち

## 第5章 計画期間

この計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

## 第6章 まちづくり事業計画

### 第1節 まちづくり事業計画

事業区分	事業主体	方針区分	事業名	事業内容	具体的な内容	実施時期	
自主事業 まちづくり会議	ア	まちづくりの推進	学習会、研修会等の開催	・学習会、研修会への参加呼びかけ ・出前講座 ・まちづくり会議のPR	短期	短期	
	イ	地域交通の諸施策検討 (交通部会の設置)	高齢者等交通弱者の移動手段の検討 (交通部会の設置)	・交通政策を全般に話合う組織の設立 (市、商工会、工業振興会、高齢者クラブ、丸子修学館、 公募等で構成) ・意見、提言など行政、議会、交通機関等 に働きかけ	短期	短期	
	エ	教育と地域連携	学校と連携し青少年育成を推進 (教育部会の設置)	・青少年ネットワーク会議とその支援団体 との連携 ・信州型コミュニケーションスクールに参加	短期	短期	
行政と 協働	上田市 まちづくり会議 (自治会)	ア・イ	地域交通の改善 イ・ウ 空き家・移住定住対策	子育て支援や社会福祉協議会と連携 し地域福祉の充実 (福祉部会の設置) 公共交通利用促進や新たな交通手段 を検討	・地域ふれあい、ファミリーサポート、 在宅福祉サービス事業などと協働 ・見守り(声掛け)訪問、子育て広場 との協働 ・行政や関係団体、交通部会との協議会を 設置	短期	中期

事業区分	事業主体	方針区分	事業名	事業内容	具体的な内容	実施時期
自治会と協働	自治会 まちづくり会議	ア 地区会議設立支援	地区会議設立を支援しまちづくりを 推進	5 地区の自治会連合会に地区会議を設立 (長瀬地区会議、塩川地区会議は設立済み)		短期
		ア・イ 要望体制確立	地元事業の推進や地域課題の要望体 制の確立		自治会と連携し関係機関に要望	中期
	青少年 ネットワーク 議	ア・エ 教育環境の整備	学校や地域と連携し、青少年ネット ワーク会議とその支援団体との協 働、信州型コミュニケーションスクールに参 加	青少年ネットワーク会議の支援団体と協 働、信州型コミュニケーションスクールに参加		短期
	各団体 や学校 と連携	ア・ニ ミニ テイル まちづくり会議				
	社会福祉 協議会 まちづくり会議	ア・イ 地域福祉の推進	社会福祉協議会と連携し地域福祉を 推進	社会福祉協議会と福祉部会との連携		短期

(注) 短期は1年～3年、中期は4年～7年、長期は8年以上を目安にしています。

## 第2節 地区会議の設立状況

会議名称	設立年月日
長瀬地区会議	平成28年11月28日
塩川地区会議	平成29年 6月15日
丸子地区会議準備会	平成29年 7月 7日

### <参考> 地区会議の事業例

#### 1 長瀬地区会議

事業名	事業内容	実施時期	備考
1 部会の設置	総務部会、防災部会の設置	短期	
2 長瀬まちづくり計画の策定	長瀬地区の特徴を活かしたまちづくり計画を作成	短期	
3 長瀬地区防災計画の策定	災害時の防災計画、自主防災訓練の実施、消防団への協力	短期	

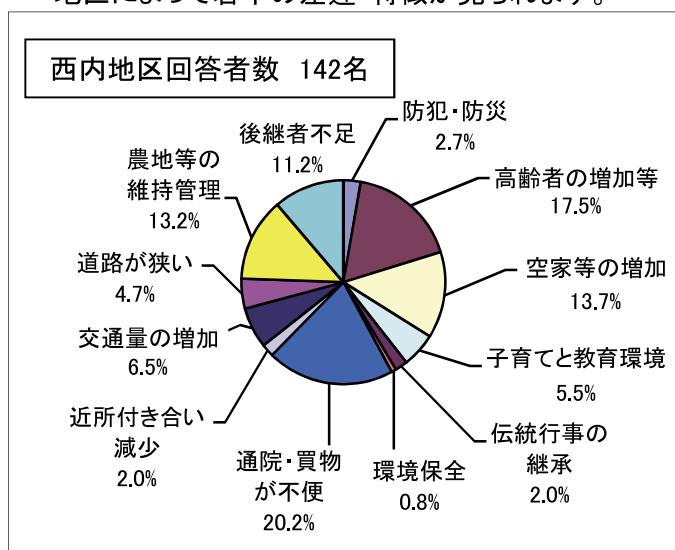
#### 2 塩川地区会議

事業名	事業内容	実施時期	備考
1 塩川まちづくり計画の策定	塩川地区の特徴を活かしたまちづくり計画を作成	短期	
2 塩川地区会議設立記念イベント	塩川保育園和太鼓、塩川小学生金管バンド、県外高校男子和太鼓部の演奏と地域交流	短期	

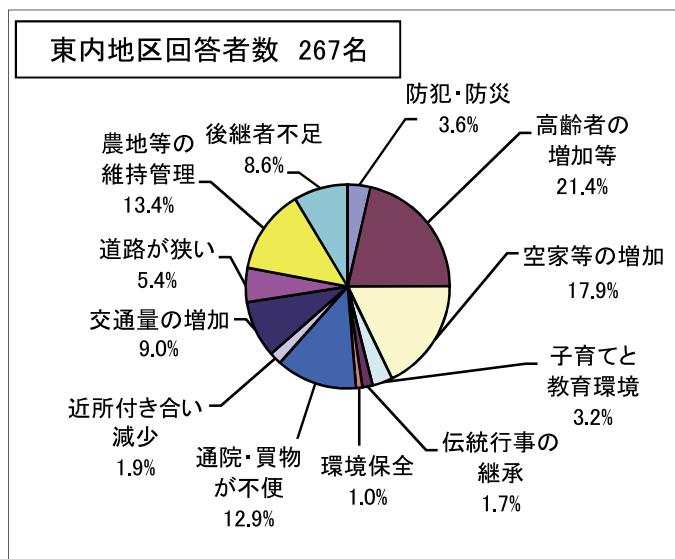
## 第7章 アンケート

### 第1節 地域別課題(円グラフ)

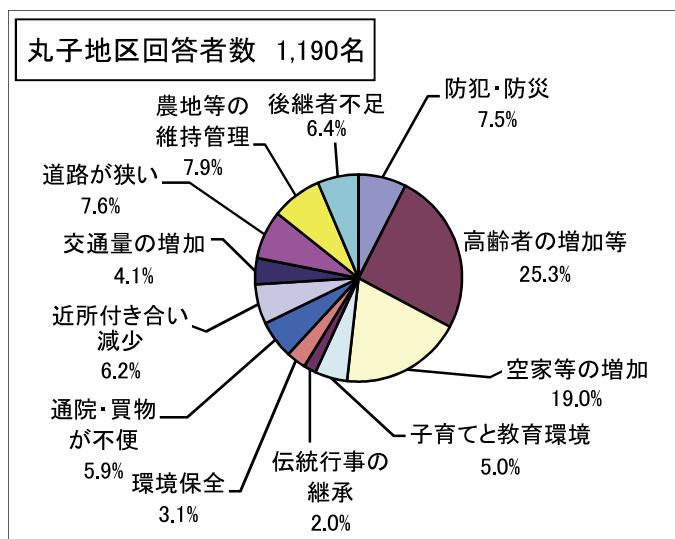
◇「課題や不安」の地区ごとの集計結果を紹介します。概ね全体と同様の傾向にあります、地区によって若干の差違・特徴が見られます。



※西内地区では、「通院や日常の買い物が不便」が最多でした。



※東内地区では、「交通量の増加」が5番目に入っており、「道路が狭い」も続いています。

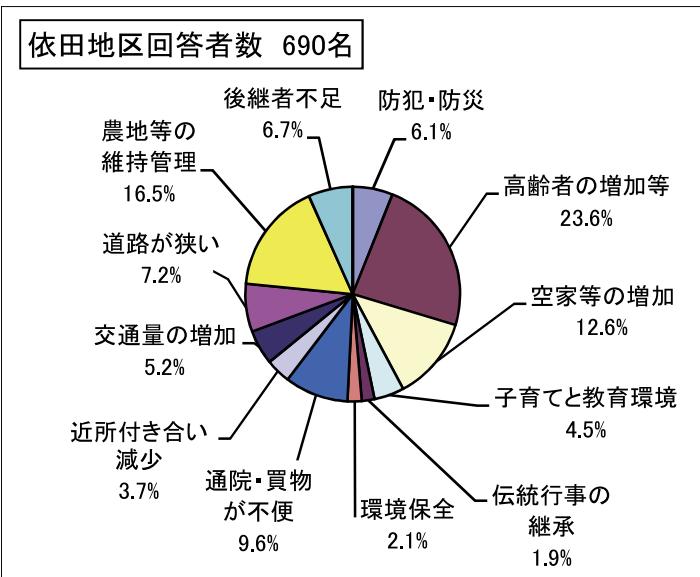


※丸子地区では、「道路が狭い」、「防犯・防災」が上位に入っています。

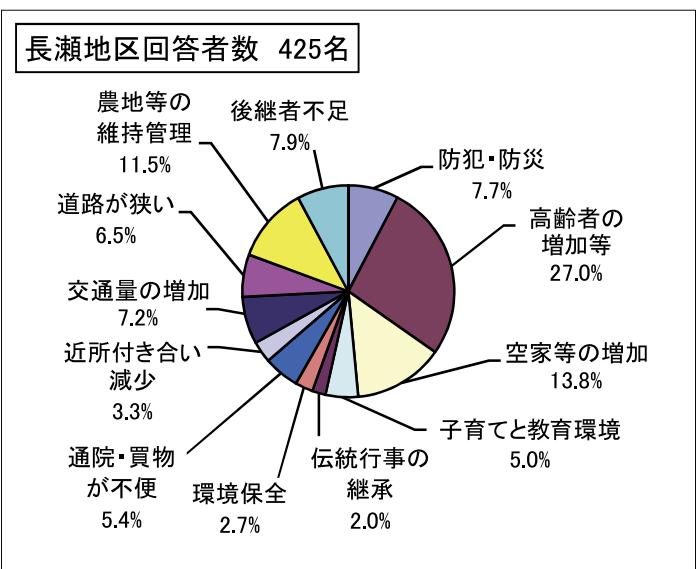
項目	回答数
防犯・防災	11
② 高齢者の増加と健康	70
③ 空家・空き店舗の増加	55
子育てと教育環境	22
伝統行事の継承	8
環境保全・街並み美化	3
① 通院や日常の買物が不便	81
近所付き合いの減少	8
交通量の増加	26
道路が狭い	19
④ 農地などの維持管理	53
⑤ 後継者不足	45
計	401

項目	回答数
防犯・防災	26
① 高齢者の増加と健康	154
② 空家・空き店舗の増加	129
子育てと教育環境	23
伝統行事の継承	12
環境保全・街並み美化	7
④ 通院や日常の買物が不便	93
近所付き合いの減少	14
⑤ 交通量の増加	65
道路が狭い	39
③ 農地などの維持管理	97
後継者不足	62
計	721

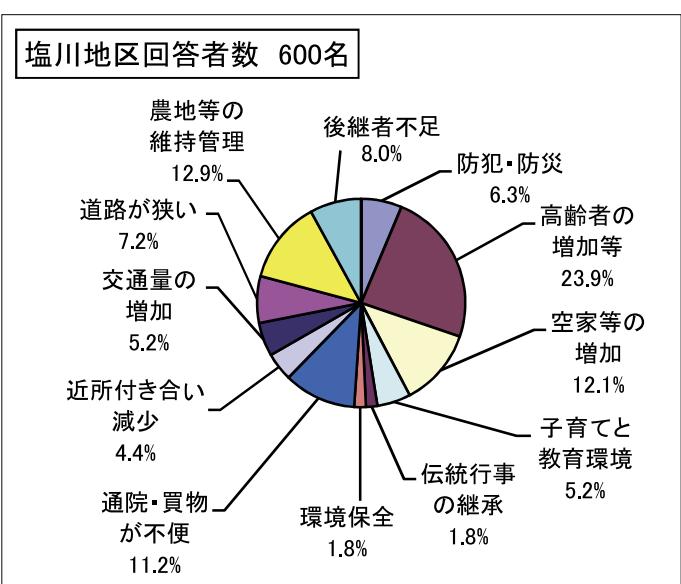
項目	回答数
⑤ 防犯・防災	226
① 高齢者の増加と健康	767
② 空家・空き店舗の増加	575
子育てと教育環境	153
伝統行事の継承	60
環境保全・街並み美化	93
通院や日常の買物が不便	180
近所付き合いの減少	188
交通量の増加	125
④ 道路が狭い	229
③ 農地などの維持管理	239
後継者不足	194
計	3,029



※依田地区では、「農地等の維持管理」が他地区より高い割合を占めています。

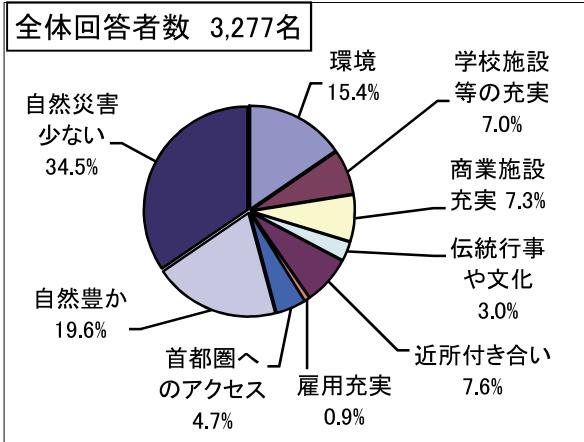


※長瀬地区では、「後継者不足」が4位にはいり、「防犯・防災」が続いています。



※塩川地区では、「農地等の維持管理」が第2位となっています。

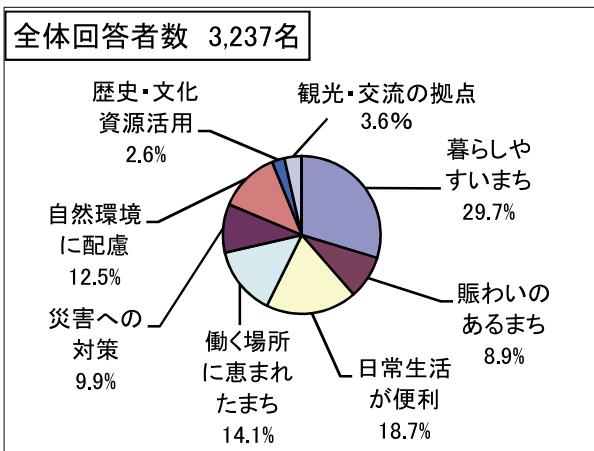
設問：あなたが感じる丸子地域の魅力はなんですか。(3つまで)



項目	回答数
③ 環境に恵まれた集落	1,167
学校施設、図書館の充実	530
⑤ 商業施設が充実し買い物に便利	550
伝統行事や文化が豊か	227
④ 近所付き合いにまとまりがある	575
工場など雇用の充実	65
首都圏へのアクセスがよい	353
② 自然豊かで日照時間が長い	1,483
① 自然災害が少ない	2,611
計	7,561

※課題・不安の全体集計では「通院・買い物が不便」が第4位に上げられていますが、本設問では「買い物に便利」が魅力の第5位に入っており、地区によって「課題」と「魅力」に差異のあることが分かります。

設問：あなたが目指す丸子地域の将来の姿は。(3つまで)



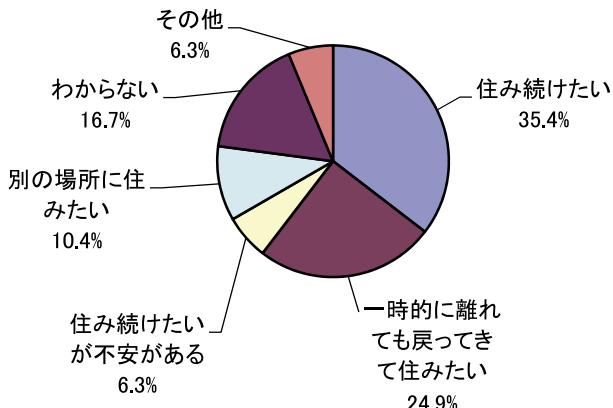
項目	回答数
① 子ども、高齢者、障害者が暮らしやすいまち	2,487
商業機能充実による賑わいのあるまち	742
② 通勤・通学、買い物、日常生活が便利	1,566
③ 働く場所に恵まれたまち	1,182
⑤ 災害への対策が練られたまち	832
④ 豊かな自然環境に配慮したまち	1,050
歴史・文化資源を活用したまち	214
観光・交流の拠点を持つまち	297
計	8,370

※「災害への対策が練られたまち」が、「賑わいのあるまち」を上回っており、防災意識の高まりが窺えます。

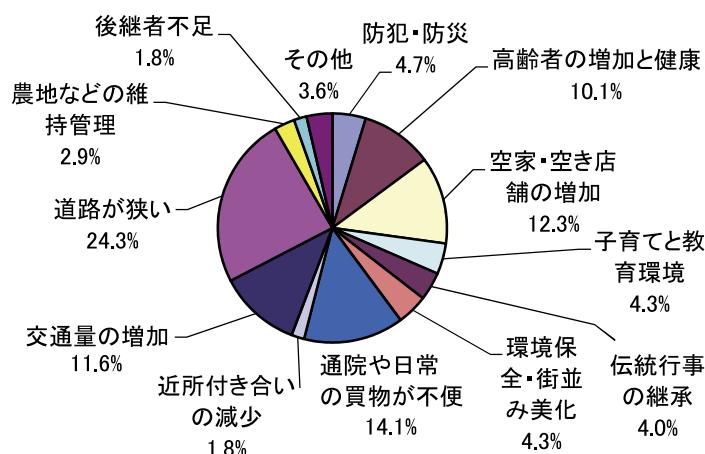
## 第2節 高校生アンケート(円グラフ)

### ～丸子修学館3年生220人に訊きました～

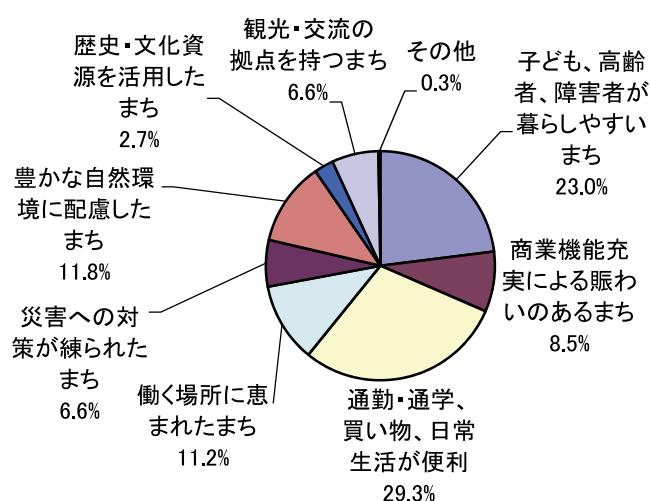
#### ① 将来も丸子地域に住み続けたいか？



#### ② 丸子地域の課題・不安は？



#### ③ 丸子の将来の姿は？



#### ① 将来も丸子地域に住み続けたいか？

220人の内、丸子地域在住者48人に訊きました。  
将来も丸子地域に住み続けたいと思いませんか？

「住み続けたい」と「戻ってきて住みたい」で60%を超える一方、「別の場所」が10%、「不安」を訴える生徒が6%などとなっています。

#### ② 丸子地域の課題・不安は？

一般のアンケートと比較すると、「高齢者の増加と健康」の割合が半分以下(一般24.2%)、「道路が狭い」が一般の3倍以上(一般7.0%)と対照的な結果でした。

#### ③ 丸子地域の将来の姿は？

一般のアンケートと概ね同じ傾向を示していますが、「日常生活が便利」が最多で、一般アンケートと比較して10ポイント以上多くなっています。

### 第3節 自由意見(まとめ)

※ 自由に記載していただいた意見・要望を、項目別に分類しました。

#### 問5 地域の課題やあなたが不安に思っていることはなんですか。

順位	項目	回答数	主な意見
①	人口減少 少子高齢化	57	人口減少と高齢者の人口比率の増加が予想され、不安材料ばかりを危惧する声が上がっておりますが、健康な老人については、「高齢者」と一括りにせず、老人の老人により老人の為の社会福祉活動を進展させるような施策が重要かと思います。(後略)
②	道路歩道バイパス等の整備	56	丸子は上田から松本、諏訪を通す要地にありながら、18号線(大屋)からの道路は複雑にして幅が狭く大胆な改善が望まれる。
③	公共交通(バス等)の改善	48	まりんこ号について、高齢者になればバス停まで歩いていくことが出来ないので、大型バスより軽自動車を何台か用意して頂いて、電話で一回何円かを自己負担して、家の前から病院とか買物に行けたら良いと思います。
④	小売店飲食店の不足	44	車を乗り出さなくても行ける買物、病院等のまちづくり。(若い者の手を借りなくとも一人で行ける)子供も若者も老人も、独立した生活が出来る環境。(丸子地域で)
⑤	荒廃農地山林の問題	39	当自治会、老齢化が進み農業等の後継者が不足、その為他町村の方に委託をする方が増えている。又は畠においては荒廃地化が進んでいる。20年後はどうなるでしょうか?とっても不安に思っています。
1位～5位 小計		244	

※ 上記のほか、22項目・672件の意見をいただきました。

主なものは、ゴミ、騒音、ソーラー問題38件、コミュニティ不足35件、除雪の対応・32件。

#### 問7 将来の姿を実現するために何が必要だと思いますか。

順位	項目	回答数	主な意見
①	行政要望	476	丸子地区は企業も多く、地元のみならず上田地区からの流入者も多く、朝夕の国道152号線の混雑渋滞はひどい。(大屋周辺)雇用の場を確保することも大切だが、渋滞を緩和し通勤時間の短縮も必要。「丸子の会社は、大屋で渋滞がひどく行きたくない」と思われているのが現状である。(交差点の改修で大分よくなると思うのだが)
②	企業誘致・遊休地利活用・雇用充実	183	これから社会を担う子供達が育つ地域になるように、女性が働いて子育てができる環境を充実していく。会社の託児施設、保育園、学童保育の充実を図ったり、多く作られている介護施設職員の待遇改善等で、働く場を広げるなど。
③	公共交通・小型バス・相乗りタクシー	171	バス便の充実。(上田市バスマップをもらったが、いまひとつわかりづらい)独自の、丸子路線の細かい時刻表があるといいと思う。まりんこ号を利用したいが、遠回りになつたりするので結局乗らない。大屋駅まで運行してくれると助かる。どこへ行くにも送迎が必要になつたりするので、子供も高齢者も安心して乗れるバスをお願いしたい。
④	まちづくり会議要望	152	「丸子まちづくり会議」がリーダーシップを取って、しっかり責任感を持って計画を立て、タスクを実行する。移住促進→定住支援(特に若い世代の)→出生率増加につながる幅広いインフラ整備→育児支援
⑤	思いやり・共助の仕組み・人材育成	98	自治会の災害マップ等、住民に広報してほしい。隣近所等の助け合いの確認も、必要と思う。街に人の流れが出来るよう、賑わいのある街。かつての丸子町のように。商工会の活発化。園児減少の保育園、幼稚園の統一化。園バスの送迎等。
1位～5位 小計		1,080	

※ 上記の他に、14項目、684件の意見をいただきました。

主なものは、地域交流・特産品87件、若者が住みやすい60件、気軽に集える交流の場所49件。

### 問8 丸子地域に期待することはなんですか。

	項目	回答数	主な意見
①	地域交流社会教育の充実	94	テレビでやっている(ダッシュ村、目が点等)自然に接する場所を作り、外で遊ばせる。野菜を作りそこで遊び、物を作り、食べる場所、未使用の畠、空家を使い、名前を「丸子の真田丸」とし、問7も含む青少年の村づくりを。
②	商店街活性化多様な商店徒歩で買物	86	昔ながらのお店を大切にし、新しい商売との共有、地元の方が協力し合え、地元の方が集まれる、商売とコミュニケーションが取れるよう、町の補助等上手く使い活気のある街となるよう期待したいです。
③	子育て若者等が住み易いまちづくり	84	今日引越しをして初めて丸子で乳幼児健診を受けました。引越しする前にママ友から聞いていた通り、丁寧でアットホームで良かったです。このような対応で安心感が育児をする上で支えになります。今後も子育ての分野の充実を宜しくお願い致します。
④	市町村合併の意見	80	上田市になって10年丸子には何が変わったのか体、目で感じることはない。商店街は段々閉店し、つい上田市内に買物に行ってしまう。景気のせいでもあるが、どうも淋しい街になってしまった。
⑤	観光交流温泉の充実特産品開発	70	他地域より丸子へ行ってみたい、住んでみたいと思わせる、思い切った行政の取り組みを期待する。音楽村のスイセンやラベンダーも良いが花を♡型に植えてちょっと離れてみるとことのできる恋人の聖地をつくってはどうでしょう？夜のライトアップやイルミネーションも。また、陣場山のブドウ畠に早くワイナリーを実現してほしい。
1位～5位 小計		414	

※ 上記の他に、20項目・787件の意見をいただきました。

主なものは、除雪対策68件、丸子らしさ伝統文化の承継67件、企業誘致49件。

### 問9 丸子まちづくり会議に期待することはなんですか。

	項目	回答数	主な意見
①	まちづくり会議への要望	361	上田市との合併から10年後につながる、「まちづくり会議」に期待しています。「分権型自治」といっても、県や市はスピードが遅い！これが企業なら10年間の期間は、売上や利益の数値と経営の方針が大きく変化し、すでに成果が出ていなければ、トップの交代、幹部の交代になるはずです。思いを実現するには、「まちづくり組織」とにかく提案し続ける。そして、県と市に理解を求めて動いてもらうように促す。自分にも何か出来ることがあれば、協力したいと思っています。
②	議会や行政への要望	179	まちづくり会議の事業については、しっかりと方向性を打ち出しできることから焦らず初めてください。行政は地域課題を地域住民と共有して解決することがまちづくり会議に期待するところであるが一方行政のスリム化を目指すとあるが、町づくり会議としてはどのように協調対応するかは責任が重い
③	まちづくり会議への疑問又期待しない	65	本音は期待していない。全員参加型の大改革を早急に行動して。何をするにも田舎根性で遅い。本当に変化させないと困るという認識を持って、委員と公務員が中心になりやって下さい。本気を出して若い人を動かすモチベーションをかけてください。
④	多くの人の意見が反映できる仕組み	51	形ばかりの会議にならないでほしい。若者の意見をしっかりと聞いてほしい→SNSの活用など。日中は仕事、夜も子供がいれば会議に参加できない世代でも意見が出せる環境をつくってほしい。まちづくり会議で決定したことが、行政で覆されることがないようにしてほしい。
⑤	若い多方面からの人材活用リーダー養成	43	今、何らかの形で「まちづくり」に関わっている人が少しずつ友達を誘い、段々関わる人の人数が増えていくべき。人の輪が大きくなり、何らかの形で社会的な活動に関わる人が増えるほど、心も経済も豊かになっていく。働く世代は忙しく、まずは、引退したシニア世代から参加し老若男女、大人も子どもも、沢山の人が社会のこと地域のことを考えて何か行動する。そんな地域になつたら素敵だと思います。
1位～5位 小計		699	

※ この他にも、21項目、364件の意見をいただきました。

主なものは、市民の意見を広く聞く34件、商店街活性化・企業誘致・働く環境34件。

## 第8章 丸子まちづくり会議

### 第1節 丸子まちづくり会議経過一覧

平成27年度

月 日	会議名等	主な内容等	備考
3月29日	丸子まちづくり会議設立総会	設立経過、設立趣旨、規約（案）、役員（案）、事業計画（案）、予算（案）	

平成28年度

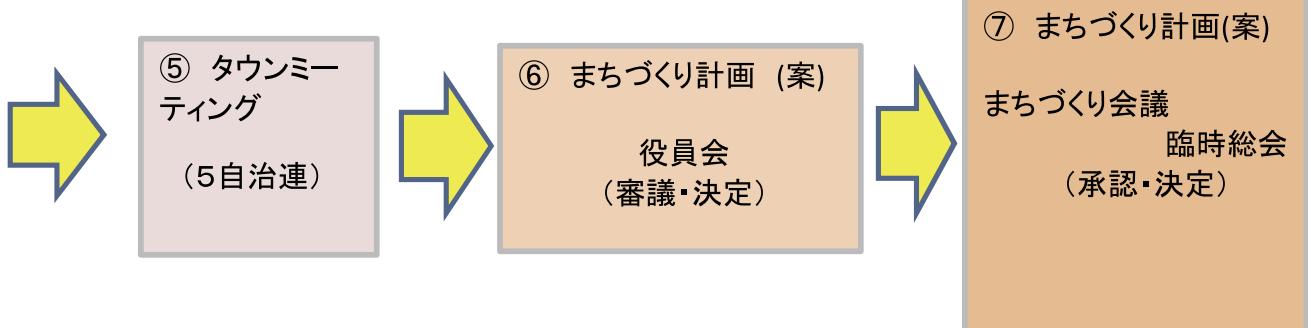
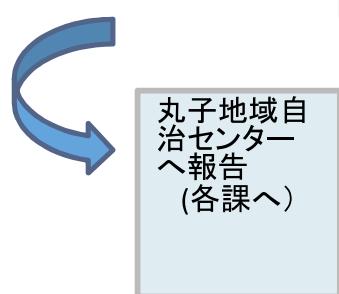
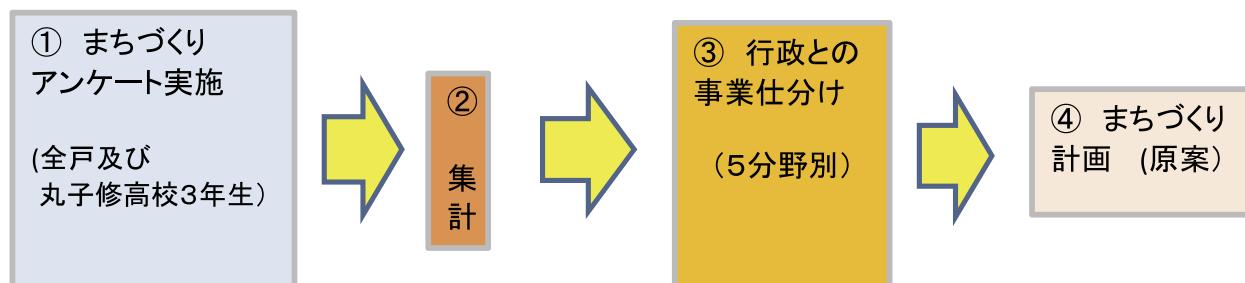
月 日	会議名等	主な内容等	備考
5月17日	(第2回) 丸子まちづくり会議役員会	新任役員研修会、丸子まちづくり会議準備会経過報告、まちづくり会議経過報告、補欠理事の選任、今後の進め方、部会の設置（まちづくり計画策定、地区会議設立）	
6月2日	(第1回) まちづくり計画策定部会	アンケート調査（全戸配布8千戸、7月実施、内容検討ほか）	
6月14日	(第3回) 丸子まちづくり会議役員会	アンケート調査、(第3回) 新任役員研修会	
6月27日	高校生アンケート協議	丸子修学館高校（アンケート実施時期、学年、内容検討ほか）	
7月1日	まちづくりアンケート配布	全戸配布（自治センター、丸子図書館、子育て支援センター）、丸子修学館高校	
8月18日	(第5回) 丸子まちづくり会議役員会	アンケート回収状況、地区会議設立支援について	
9月14日	(第6回) 丸子まちづくり会議役員会	報告事項（地域協議会、まちづくり会議）、アンケート円グラフ、今後の進め方について	
9月27日	(第6回) 丸子地域協議会	まちづくりアンケート（中間報告）について	
10月5日	(第4回) 丸子地域自治会長連絡会	まちづくり会議アンケート（中間報告）について	
10月14日	(第2回) まちづくり計画策定部会	アンケート広報等について	
11月15日	(第3回) まちづくり計画策定部会	アンケートの確認、まちづくり計画への反映（考え方、本会の取り組み、地区会議の取り組み等）	
11月30日	上田市へまちづくりアンケート結果の報告	「丸子まちづくり計画」策定に関するアンケート結果を報告	
12月5日	(第4回) まちづくり計画策定部会	まちづくり計画策定方針等について（行政との事業仕分けほか）	12/1まちづくりだより（第1号）発行
12月13日	(第9回) 丸子まちづくり会議役員会	まちづくり計画策定方針等について（行政との事業仕分けほか）	
12月20日	(第9回) 丸子地域協議会	まちづくりアンケート（自由意見）について（報告）	
12月21日	(第5回) 丸子地域自治会長連絡会	まちづくりアンケート（自由意見）について（報告）	
1月10日	事業仕分けワークショップ正副会長・座長・事務局打合せ	(第1回) 事業仕分けワークショップ打合せ	
1月12日	(第1回) 市・まちづくり会議事業仕分けワークショップ	事業仕分けワークショップ[5班]（1班「建設」2班「交通手段」3班「産業・観光」4班「生活・環境・福祉」5班「子育て・教育」）	

月 日	会議名等	主な内容等	備考
1月23日	事業仕分けワークショップ正副会長・座長・事務局打合せ	(第2回) 事業仕分けワークショップ打合せ	
1月26日	(第2回) 市・まちづくり会議事業仕分けワークショップ	事業仕分けワークショップ[5班] (1班「建設」2班「交通手段」3班「産業・観光」4班「生活・環境・福祉」5班「子育て・教育」)	
3月14日	(第12回) 丸子まちづくり会議役員会	H29年度予算、ホームページ開設、まちづくり計画(案)ほか	3/16まちづくりだより(第2号)発行
3月30日	(第13回) 丸子まちづくり会議役員会	H28年度事業報告、決算報告、H29年度事業計画(案)、予算(案)、新任自治会長研修会、タウンミーティング日程ほか	

## 平成29年度

月 日	会議名等	主な内容等	備考
4月13日	(第1回) 丸子まちづくり会議役員会	新任自治会長研修会、通常総会、タウンミーティング、丸子まちづくり計画(案)ほか	
4月24日	地域まちづくり計画策定部会	丸子まちづくり計画(原案)検討	
4月27日	(第2回) 丸子地域自治会長連絡会・自治センター合同会議	丸子まちづくり会議通常総会、タウンミーティングについて	
5月11日	(第2回) 丸子まちづくり会議役員会	H29予算(案)修正、総会役割分担と資料、まちづくり計画スローガン、タウンミーティング、塩川地区会議準備会について	
5月30日	丸子まちづくり会議通常総会	H28年度事業報告、決算報告、監査報告、H29年度事業計画(案)、予算(案)	
6月6日	丸子まちづくり計画(案) タウンミーティング	内村地区	
6月8日		丸子中央地区	
6月13日	(第3回) 丸子まちづくり会議役員会	塩川地区会議交付金、丸子まちづくり計画策定部会について	
6月13日	丸子まちづくり計画(案) タウンミーティング	依田地区	
6月15日		塩川地区	6/16まちづくりだより(第3号)発行
6月27日	長瀬地区会議	長瀬地区	
7月13日	地域まちづくり計画策定部会	丸子まちづくり計画(案)検討	
8月17日	丸子まちづくり会議役員会	丸子まちづくり計画(案)検討	
9月6日	地域まちづくり計画策定部会	丸子まちづくり計画(案)検討	
9月12日	丸子まちづくり会議役員会	丸子まちづくり計画(案)審議・決定	
9月28日	丸子まちづくり会議臨時総会	丸子まちづくり計画(案)承認・決定	

## 丸子まちづくり計画策定のフロー



## 第2節 丸子まちづくり会議規約

### 丸子まちづくり会議規約

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丸子まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、丸子地域における住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を生かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第3条 まちづくり会議の区域は、丸子地域の範囲とする。

(事業)

第4条 まちづくり会議は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域振興、地域課題に関する事業
- (2) 住民、各種団体の交流又は連携に関する事業
- (3) 地域要望に関する事業
- (4) 地域内の団体育成に関する事業
- (5) 地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (6) その他地域づくりに関する事業

(会員)

第5条 まちづくり会議の会員は、丸子地域の住民及び団体とする。

(組織)

第6条 まちづくり会議は、総会及び役員会で構成する。

- 2 まちづくり会議に地区会議を置く。
- 3 部会は、必要に応じて置くことができる。
- 4 まちづくり会議に事務局を置く。
- 5 まちづくり会議に監査を置く。

#### 第2章 役員

(役員の種別)

第7条 まちづくり会議に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 18名以内
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員の選出)

第8条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

2 役員の選出については、別に定める。

(顧問の設置)

第9条 まちづくり会議に、顧問を2名まで置くことができる。

2 顧問は、まちづくり会議において意見を述べることができる。

(役員等の決定)

第10条 まちづくり会議の役員は、総会に諮り決定する。

2 顧問及び補欠役員は、役員会にて承認する。

(役員の職務)

第11条 まちづくり会議の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、まちづくり会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定められた順序に従いその職務を代理する。

(3) 理事は、まちづくり会議を掌理する。

(4) 監事は、まちづくり会議の会計及び業務の執行を監査する。

(役員の任期)

第12条 まちづくり会議の役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により承認された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、地区会議及び団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、役員を兼務することができない。

3 代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第15条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、総会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

#### (総会の議決)

第19条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

#### (総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、総会を傍聴することができる。

### 第4章 役員会

#### (役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (役員会の議決)

第24条 役員会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### 第5章 その他の会議

#### (地区会議の構成)

第25条 地区会議は、各地区の住民及び団体で構成する。

2 地区会議の組織及び運営方法等は、別に定める。

### 第6章 会計及び監査

#### (経費)

第26条 まちづくり会議の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第27条 まちづくり会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終

わる。

(会計帳簿の整備)

第28条 まちづくり会議は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第29条 監事は、監査を実施しその結果を役員会及び総会に報告する。

(役員報酬)

第30条 まちづくり会議の役員報酬は、別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局の位置)

第31条 事務局は、上田市丸子地域自治センター内に置く。

(事務局職員)

第32条 事務局に、職員を置く。

2 事務局職員の任務及び給与等は、別に定める。

## 第8章 その他

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附 則

1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。

2 まちづくり会議の設立時の役員は、第12条第1項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

### 第3節 丸子まちづくり会議役員一覧(規約第8条関係)

## 丸子まちづくり会議役員一覧

任期:平成28年3月29日～平成30年3月31日

(敬称略)

番号	役職名	氏 名	推薦団体名	摘要
1	会長	しもむら せいいち 下村 晴一	丸子まちづくり会議準備会	
2	副会長	くぼた かずひで 久保田 和英	丸子まちづくり会議準備会	
3	副会長	まるやま かづこ 丸山 かづ子	丸子まちづくり会議準備会	
4	理事	たきざわ きよしげ 滝沢 清茂	内村地区自治連	
5	理事	さくらい よしあき 桜井 義明	内村地区自治連	
6	理事	くらしま いわき 倉島 岩喜	丸子中央地区自治連	
7	理事	やまぎし よしたか 山岸 義隆	丸子中央地区自治連	
8	理事	みやぎし きえこ 宮岸 喜恵子	依田地区自治連	
9	理事	てらしま のぶゆき 寺島 信幸	依田地区自治連	
10	理事	みやさか しづお 宮坂 静雄	長瀬地区自治連	
11	理事	かねこ けんいち 金子 健一	長瀬地区自治連	
12	理事	いざわ ひでお 伊澤 英男	塩川地区自治連	
13	理事	たきざわ のぶゆき 滝沢 信幸	塩川地区自治連	
14	理事	さいとう しげこ 斎藤 繁子	丸子まちづくり会議準備会	
15	理事	うちだ ひろこ 内田 弘子	丸子まちづくり会議準備会	
16	理事	しみず みえ 清水 三枝	丸子まちづくり会議準備会	
17	理事	やなぎさわ くみこ 柳沢 久美子	丸子まちづくり会議準備会	
18	理事	さいとう ゆりこ 斎藤 ゆり子	丸子まちづくり会議準備会	
19	監事	さいとう じゅういちろう 斎藤 重一郎	丸子まちづくり会議準備会	
20	監事	むらまつ まさたか 村松 正孝	丸子まちづくり会議準備会	

第4節 丸子まちづくり会議代議員一覧(規約第14条関係)

**丸子まちづくり会議 地区会議選出代議員一覧**

任期：平成30年3月31日まで

(敬称略)

団体名	氏名	代議員
長瀬地区会議	関 義継	1
	山岸 定彦	1
	渡辺 恵	1
	土屋 博	1
	小林 英雄	1
1	5	5

団体名	氏名	代議員
塩川地区会議	八木沢 啓一	1
	鷹野 忠司	1
	坪井 秀夫	1
	北澤 博光	1
	堀内 正幸	1
1	5	5

# 丸子まちづくり会議 団体選出代議員一覧

任期：平成28年3月29日から平成30年3月31日まで

(敬称略)

団体名	氏名	代議員
西内自治会	荻原 良彦	1
平井自治会	今井 利樹	1
荻窪自治会	藤井 忠雄	1
和子自治会	桜井 直道	1
下和子自治会	澤山 亮三	1
辰ノ口自治会	曲尾 二郎	1
腰越自治会	斎藤 貴夫	1
三反田自治会	清水 敏彦	1
沢田自治会	富岡 太刀夫	1
海戸自治会	高野 英雄	1
八日町自治会	小松 正一	1
中丸子自治会	清水 幾子	1
下丸子自治会	依田 勝夫	1
御嶽堂自治会	飯嶋 繁夫	1
飯沼自治会	北沢 常雄	1
茂沢自治会	内堀 敏高	1
尾野山自治会	斎藤 弘幸	1
上長瀬自治会	池内 孝一	1
町組自治会	西嶋 正幸	1
下長瀬自治会	大森 正夫	1
石井自治会	柳沢 秀雄	1
坂井自治会	笹沢 幸三	1
狐塚自治会	滝沢 昭男	1
郷土川原自治会	大久保 善司	1
南方自治会	塚田 恒芳	1
藤原田自治会	西沢 直樹	1

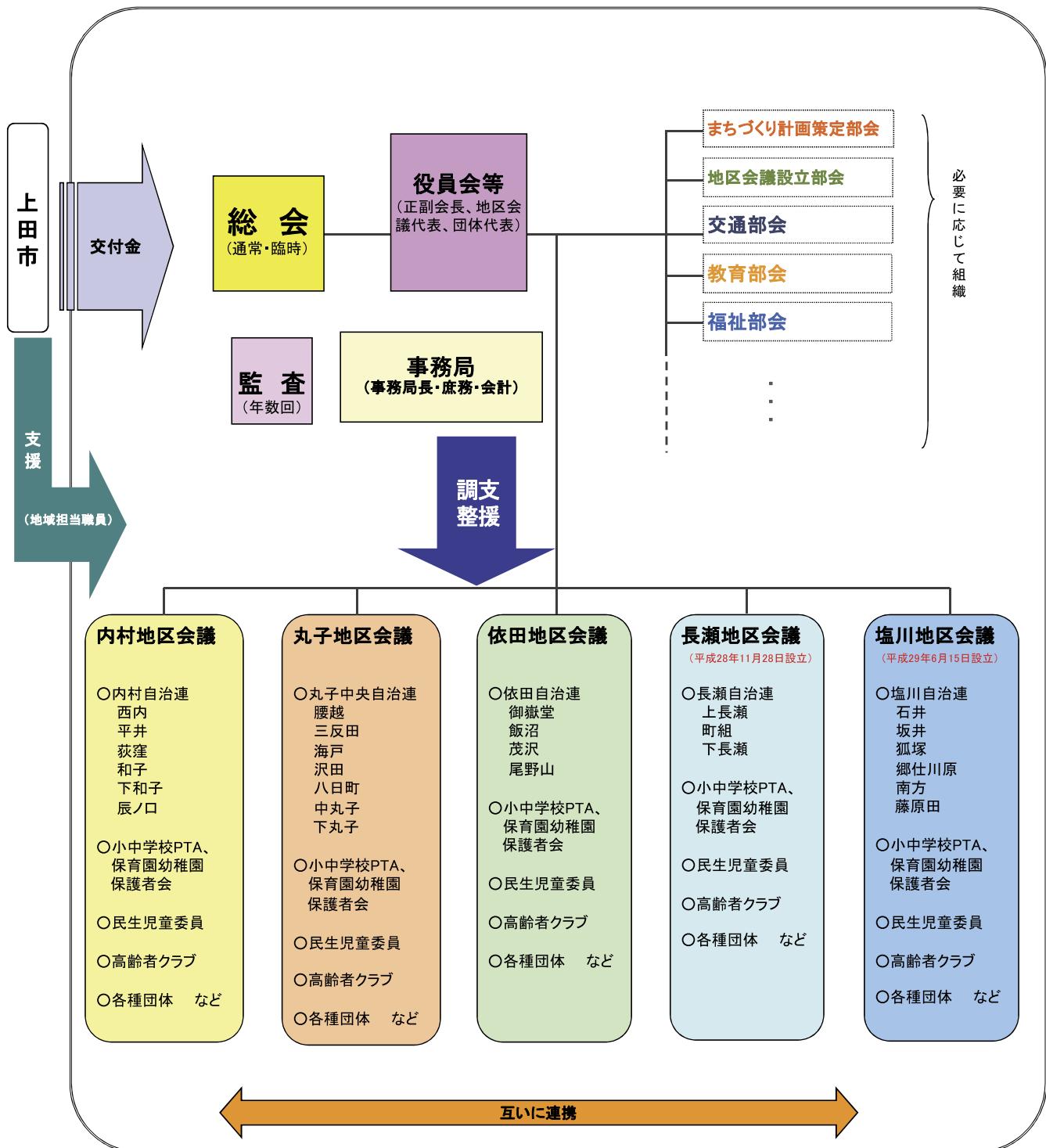
団体名	氏名	代議員
上田市商工会	小宮山 陽一	1
上田市消防団	掛川 正幸	1
上田市社会福祉協議会丸子地区センター	丸山 登志一	1
上田市防災支援協会丸子支部	小林 泉	1
丸子観光協会	斎藤 宗武	1
鹿教湯温泉旅館協同組合	今井 慎一郎	1
靈泉寺温泉旅館組合	清水 美郎	1
丸子工業振興会	宮下 正明	1
丸子テクノネット	中沢 誠	1
丸子女性団体連絡協議会	高野 祈念子	1
JA信州うえだ丸子地区事業部	小山 元寛	1
あさつゆ運営組合	藤森 たか江	1
上田市民生委員児童委員協議会丸子地区	高野 隆	1
丸子ボランティア連絡協議会	斎藤 泰生	1
丸子地区赤十字奉仕団	中村 美枝子	1
丸子身体障害者福祉協会	池内 沙俊	1
丸子太鼓保存会	斎藤 一生	1
丸子飲食店組合	田中 忠	1
上小獣友会丸子支部	樋口 政広	1
依田窪交通安全協会	宮沢 正吉	1
依田窪防犯協会連合会	宮坂 政明	1
丸子文化協会	山本 循三	1
丸子地区保護司会	阿原 孝之	1
上田市健康推進委員会丸子ブロック	中山 真弓	1
丸子修学館高等学校	両角 文秋	1
丸子学校職員会校長会	青柳 信雄	1
丸子地域高齢者クラブ連合会	佐藤 恭子	1
53	53	53

## 第5節 丸子まちづくり会議組織図

### 丸子まちづくり会議 組織図

※丸子地域全体で1つの組織を設立

平成28年3月29日設立



## 目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 市民の権利及び責務(第6条・第7条)
- 第3章 市議会の役割及び責務(第8条・第9条)
- 第4章 市の役割及び責務(第10条—第12条)
- 第5章 地域コミュニティ(第13条—第15条)
- 第6章 情報共有(第16条—第18条)
- 第7章 危機管理(第19条)
- 第8章 行政運営(第20条—第29条)
- 第9章 住民投票(第30条・第31条)
- 第10章 協力、連携、交流等(第32条—第35条)

附則

私たちのまち上田市は、北に菅原高原、南は美ヶ原高原などの美しい山々と千曲川をはじめ多くの清流に恵まれた自然豊かなまちであり、信濃国の政治、文化の中心の地と伝承される信濃国分寺跡や国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、遺跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、この地を治め、武勇に優れ知将として名を馳せた真田一族発祥の郷でもあります。

明治期以降は、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた亞都としての隆盛が礎となり、様々な産業が発展しつつ、児童自由画教育や自由大学など自己教育運動がこの地から派生し、学びへの高い意識が今に受け継がれるなど、歴史と伝統が息づく、文化の薫るまちです。

近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。

このような中、上田市は、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、平成18年3月6日合併し、誕生しました。

私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていくよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。

私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、ここに、本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次に掲げるものをいいます。

- ア 市内に居住する者
- イ 市内に通勤し、又は通学する者
- ウ 市内で事業活動その他の活動を行うもの

(2) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(3) 自治 自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいいます。

- (4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う魅力あふれる豊かな上田市にしていくための活動をいいます。
- (5) 地域コミュニティ 市内において、地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む總体をいいます。
- (6) 協働 自立した主体が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合うことをいいます。
- (7) 参画 市の政策、施策等の企画又は立案段階から市民が主体的に関わり、行動することをいいます。

#### (条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い、自治を推進します。

2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図ります。

#### (自治の基本理念)

第4条 本市における自治の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、参加と協働により自治を推進すること。
- (2) 地域の個性及び特性を尊重した地域内分権により地域の自治を推進すること。

#### (自治の基本原則)

第5条 前条の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 人権尊重の原則 ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重すること。
- (2) 参加の原則 市議会及び市が、市民の参加のもとで市政を運営すること。
- (3) 協働の原則 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、協働してまちづくりを行うこと。
- (4) 情報共有の原則 市民、市議会及び市が、市政に関する情報を共有すること。

#### 第2章 市民の権利及び責務

##### (市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画することができます。

2 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知ることができます。

3 市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。

##### (市民の責務)

第7条 市民は、個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。

2 市民は、市政に関心を持ち、市議会及び市が提供する市政に関する情報を積極的に取得するよう努めます。

3 市民は、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

4 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。

#### 第3章 市議会の役割及び責務

##### (市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、直接選挙で選ばれた市議会議員で構成する本市の議事機関として、条例、予算その他の重要事項について、市民の多様な意見が反映されるよう意見の集約に努め、本市の意思を決定します。

2 市議会は、執行機関による適正な行政運営を確保するため監視し、けん制します。

3 市議会は、政策立案及び政策提言による政策形成機能を強化します。

4 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に提供し、意思決定の経過と内容を適切に市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。

##### (市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己の見識を高めることにより、広く市民の信託に応え、議会機能を發揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。

#### 第4章 市の役割及び責務

##### (市長の役割及び責務)

第10条 市長は、本市を代表し、市民福祉の増進を図るため、誠実かつ公正に市政を運営し、本市の自治を推進します。

2 市長は、必要な財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、地域の資源を最大限活用して市政を運営します。

3 市長は、補助機関である職員を適切に指揮監督するとともに、職員を育成します。  
(市の役割及び責務)

第11条 市は、その権限と責任において、多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策を講じます。

2 市は、行政への市民の参加を促進するため、多様な制度を整備します。

3 市は、協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。  
(職員の責務)

第12条 職員は、自らを律するとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築するよう努めます。

2 職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。

3 職員は、高度化する行政需要に的確に対応するため、職務に必要となる知識の習得及び技能の向上に努めます。

## 第5章 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第13条 地域コミュニティは、自主的及び自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。

2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。

3 前2項の実現と地域の自治の推進を図るため、市民は、一定のまとまりのある地域の範囲において地域コミュニティが連携するまちづくり組織を設立することができます。

(平28条例10・一部改正)

(地域コミュニティへの参加)

第14条 市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。

(地域コミュニティへの支援)

第15条 市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。

## 第6章 情報共有

(情報の提供)

第16条 市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市は、市民から提供された情報を適正に管理するとともに、市が保有する情報の提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めます。

(情報の公開)

第17条 市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。

(個人情報の保護)

第18条 市議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じます。

## 第7章 危機管理

(平28条例10・追加)

(地域防災・防犯力の向上)

第19条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るために、災害に強く、犯罪や事故のない地域の形成と、市民の防災・防犯意識の高揚に努めます。

2 市は、災害や犯罪、事故等の不測の事態(以下「災害等」といいます。)に備えて、危機管理

体制の強化を図るとともに、災害等の発生時には、市民への迅速な情報提供など適切に対応します。

3 市民は、災害等に対する自らの安全を確保し、防災・防犯意識の醸成に努めるとともに、地域の安全と安心を担えるよう地域における防災・防犯体制を整え、互いに協力して災害等に対処するよう努めます。

(平28条例10・追加)

#### 第8章 行政運営

(平28条例10・旧第7章緯下)

##### (行政運営の基本)

第20条 市は、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行います。

- (1) 法令等を遵守し、倫理の保持に努め、市民に信頼されること。
- (2) 市民の要望を的確に把握し、速やかに政策等に反映すること。
- (3) 質の高い行政サービスの提供に努め、市民の満足度の向上を図ること。

(平28条例10・旧第19条緯下)

##### (地域内分権の推進)

第21条 市は、地域の個性及び特性を尊重し、地域の力が發揮されるまちづくりが行われるよう、必要な体制の整備に努めます。

2 市は、地域の重要事項の決定に市民の意見を反映するための附属機関を設置します。

3 市は、前項の附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます。

(平28条例10・旧第20条緯下)

##### (総合計画)

第22条 市は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。

2 市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

3 市は、前2項の計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。

(平28条例10・旧第21条緯下)

##### (財政運営)

第23条 市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保します。

2 市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表するよう努めます。

(平28条例10・旧第22条緯下)

##### (附属機関)

第24条 市は、附属機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。

2 市は、附属機関の会議を原則として公開します。

(平28条例10・旧第23条緯下)

##### (行政手続)

第25条 市は、市民の権利利益を保護し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行います。

(平28条例10・旧第24条緯下)

##### (説明責任)

第26条 市は、行政に関する事項について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

(平28条例10・旧第25条緯下)

##### (応答責任)

第27条 市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます。)について、適切に応答します。

(平28条例10・旧第26条緯下)

##### (意見等の公募)

第28条 市は、行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。

2 市は、公募により提出された意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考えを市民に公表するよう努めます。

(平28条例10・旧第27条緯下)

(行政評価)

第29条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等に反映するよう努めます。

(平28条例10・旧第28条緯下)

### 第9章 住民投票

(平28条例10・旧第8章緯下)

(住民投票の実施)

第30条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

(平28条例10・旧第29条緯下)

(住民投票の請求等)

第31条 本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市長は、前項の請求があったときは、法令の定めるところにより、直ちに請求の要旨を公表するとともに、意見を付けて、これを市議会に付議しなければなりません。

3 市長は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。

4 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。

(平28条例10・旧第30条緯下)

### 第10章 協力、連携、交流等

(平28条例10・旧第9章緯下)

(国及び県との協力)

第32条 市議会及び市は、本市が国及び県と対等な立場であることを踏まえ、国及び県と適切な役割分担のもとで相互に協力します。

(平28条例10・旧第31条緯下)

(他の地方公共団体等との連携)

第33条 市議会及び市は、広域的課題又は共通する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、協力します。

(平28条例10・旧第32条緯下)

(市外の人々との交流)

第34条 市民、市議会及び市は、市外の人々との交流を通して連携を図るとともに、その交流から得られた識見、提言等を本市のまちづくりに生かすよう努めます。

(平28条例10・旧第33条緯下)

(多文化共生)

第35条 市民、市議会及び市は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。

(平28条例10・旧第34条緯下)

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを行うものとし、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則(平成28年3月25日条例第10号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 上田市住民自治組織交付金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上田市自治基本条例（平成23年条例第1号。以下「条例」という。）第4条の基本理念に掲げる地域内分権による地域の自治の推進を図るため、自治会や公益性を有する活動を行う団体（以下「地域コミュニティ」という。）が連携し地域の課題解決や活性化等に向けて自主的・自立的に取り組む組織に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

### (交付対象組織)

第2条 交付金の交付の対象となる組織は、地域経営会議（上田市地域協議会規則（平成18年規則第208号）第2条に規定する地域協議会を単位として、地域協議会の委員及び地域コミュニティの代表者等で構成する組織）における検討を経て設立された条例第13条第3項に規定するまちづくり組織（以下「住民自治組織」という。）で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持って運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて住民自治組織が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」）を策定すること。
- 2 前項の住民自治組織を設立したときは、市長に住民自治組織設立届（様式第1号）を提出するものとする。

### (対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、住民自治組織の運営、まちづくり計画の策定及びまちづくり計画に基づき住民自治組織が主体となって実施する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、交付金の対象としない。
  - (1) 政治、イデオロギー、宗教などを目的とする事業
  - (2) 主に特定の団体及び個人の利益を追求するための事業
  - (3) 他の制度による補助実績または見込みのある事業
  - (4) その他市長が適当でないと認める事業

### (対象経費及び交付額)

第4条 交付金の交付の対象となる経費及び交付額は、次のとおりとする。

対象経費	交付対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの	
交付額	基準額	250万円以内
	地域連携加算額	住民自治組織の対象区域が、複数の地区自治会連合会を範囲とする場合、地区自治会連合会の数に50万円を乗じた金額を加算することができる
	人口規模加算額	住民自治組織の区域内の人口が交付年度前年の10月1日現在の住民基本台帳に記録されている数で1万人を超える場合は、100万円を上限として加算することができる

備考

- 1 次に掲げる経費は対象経費としない。
  - (1) 事業に直接関係のない報酬、報償費（謝礼等）、賃金、手当等
  - (2) 役員の親睦・交流を目的とした食糧費や慶弔費
  - (3) 事業に直接関係のない他団体等への負担金・補助金・助成金
  - (4) 他の補助事業における地元負担金など個人負担の肩代わりにつながる経費
  - (5) その他市長が適当でないと認める経費

（交付金の交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする住民自治組織は、住民自治組織交付金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第3号）
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付の可否及び交付金の額を決定し、住民自治組織交付金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付金の交付請求）

第7条 住民自治組織は、交付金の交付決定の通知を受けたときは、市長に住民自治組織交付金（概算払）請求書（様式第6号）により請求するものとする。

（交付金の交付時期及び交付割合）

第8条 市長は前条の交付金の交付請求があった場合は、次表の当該交付金交付時期に当該交付金交付割合に相当する額を交付するものとする。

	交付金交付時期	交付金交付割合
第1回目交付	交付決定通知を受けた日以降	交付決定金額の8割以内
第2回目交付	10月以降	交付決定金額から既交付金交付額を差し引いた金額

2 前項に規定する交付金交付額は、概算払いすることができる。

（実績報告）

第9条 住民自治組織は、事業が完了したときは、住民自治組織交付金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 事業報告書（様式第9号）
- (3) 支出内容の確認できる書類
- (4) 事業の内容が確認できる書類、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付金の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、内容を審査し、適當と認めるときは、交付金額の確定をするとともに、住民自治組織交付金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 住民自治組織は、前条により交付確定を受けた額が、既に概算払いにより交付された交付金額を下回る場合、当該差額分を市長に返還するものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## あとがき

新生上田市も4市町村が合併して11年が経過しました。市も人口減少時代に入っており、丸子地域も中山間地や農村部、更に中心市街地も人口減少が顕著になってきています。今元気な地域も、5年、10年、15年、20年先・・・は、どうなるのでしょうか。現在より少子高齢化が進んでいます。

宅地や建物、農地や山林、お墓は、誰が守っていくのでしょうか。地域のお年寄りや子供たちは、誰が見守っていくのでしょうか。誰が手を差し伸べるのでしょうか。多くの課題が山積しています。

「まちづくりをしよう」「何とかなるんじゃない」など、掛け声だけでは、本当に必要としている人達に届くのでしょうか。

この「まちづくり計画」を通じて、丸子地域の将来に必要なものや本当に必要なことは何なのか。そのきっかけや先駆けをまちづくり会議で実行していくれば、結果は自ずとついてくるものと思います。

しかし、「言うは易し、行いは難し」一朝一夕には行きません。ましてや数人でできるものではありません。この「まちづくり会議」に「各地区会議」という強い足腰を持ち、市や自治会、各種団体と協働して永続的に取り組むことが、この丸子地域の個性や魅力を更に磨き上げることになるでしょう。

結びに、「丸子まちづくり計画」策定に関わって頂きました多くの関係者に、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

「丸子まちづくり会議」は、市や自治会、各種団体と住民皆様の御協力や御支援がなければ前に進んで行くことができません。長い目で見ていただき叱咤激励、そして積極的参加を期待しております。

今後とも、関係各位の御指導、御鞭撻を重ねてお願申し上げます。

平成29年9月28日

丸子まちづくり会議

発行日 平成29年9月28日  
編集発行 丸子まちづくり会議  
郵便番号 386-0492  
所在地 長野県上田市上丸子1612番地  
丸子地域自治センター北庁舎1F  
電話 FAX 0268-75-1061  
E-mail [info@maruko-mkueda.jp](mailto:info@maruko-mkueda.jp)